

改正

平成29年2月17日告示第27号

志摩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

**第2条** 市は、介護保険の被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、法第115条の45第1項の規定に基づき、総合事業を実施する。

(定義)

**第3条** この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。
- (2) 要支援者 法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者をいう。
- (3) 基本チェックリスト 「地域支援事業について」の一部改正について（平成28年1月15日老第0115第1号厚生労働省老健局長通知）により定められた「地域支援事業実施要綱」別添3による基本チェックリストをいう。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (5) 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (6) 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (7) その他の生活支援サービス 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業をいう。
- (8) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (9) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。

(10) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業に係る事業者をいう。

(11) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第1項及び第2項に規定する第1号事業に要した費用に対する支給費をいう。

(実施主体)

**第4条** 総合事業の実施主体は、志摩市とする。

2 市長は、総合事業の利用者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、総合事業の実施について、適切、公正かつ効率的に実施することができると思われる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。

(事業対象者)

**第5条** 介護予防・生活支援サービス事業の対象者（以下「事業対象者」という。）は、市の被保険者（市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要支援者

(2) 基本チェックリスト該当者

2 一般介護予防事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 第1号被保険者

(2) 第1号被保険者の支援のための活動に関わる者

(事業対象者の有効期間)

**第6条** 事業対象者の有効期間は、次の各号に掲げる事業対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 要支援者 要支援認定の認定期間

(2) 基本チェックリスト該当者 基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日が属する月の末日から最大2年間

(介護予防・生活支援サービス事業の種別)

**第7条** 介護予防・生活支援サービス事業の種別は、次に掲げるサービスとする。

(1) 訪問型サービス

ア 介護予防訪問介護相当サービス

イ 訪問型サービスA

- ウ 訪問型サービスB
  - エ 訪問型サービスC
  - オ 訪問型サービスD
  - (2) 通所型サービス
    - ア 介護予防通所介護相当サービス
    - イ 通所型サービスA
    - ウ 通所型サービスB
    - エ 通所型サービスC
  - (3) その他の生活支援サービス
  - (4) 介護予防ケアマネジメント
    - ア 原則的な介護予防ケアマネジメント
    - イ 簡略化した介護予防ケアマネジメント
    - ウ 初回のみ介護予防ケアマネジメント
- (一般介護予防事業の種別)

**第8条** 一般介護予防事業の種別は、次に掲げる事業とする。

- (1) 介護予防把握事業
  - (2) 介護予防普及啓発事業
  - (3) 地域介護予防活動支援事業
  - (4) 一般介護予防事業評価事業
  - (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
- (サービスの提供基準)

**第9条** 訪問型サービスの提供基準は、次の各号に掲げるサービスの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する介護予防訪問介護の基準に相当するサービス
- (2) 訪問型サービスA 省令第140条の63の6第1号イに規定する介護予防訪問介護の基準において、人員、運営等の基準を緩和した市長が別に定める基準により提供するサービス
- (3) 訪問型サービスB 個人情報の保護等市長が別に定める基準により提供する住民主体による支援
- (4) 訪問型サービスC サービスの内容に応じ市長が別に定める基準により提供する短期集中

予防サービス

(5) 訪問型サービスD 個人情報の保護等市長が別に定める基準により提供する住民主体による移動支援

2 通所型サービスの提供基準は、次の各号に掲げるサービスの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス 省令第140条の63の6第1号イに規定する介護予防通所介護の基準に相当するサービス

(2) 通所型サービスA 省令第140条の63の6第1号イに規定する介護予防通所介護の基準において、人員、設備、運営等の基準を緩和した市長が別に定める基準により提供するサービス

(3) 通所型サービスB 個人情報の保護等市長が別に定める基準により提供する住民主体による支援

(4) 通所型サービスC サービスの内容に応じ市長が別に定める基準により提供する短期集中予防サービス

3 介護予防ケアマネジメントの提供基準は、次の各号に掲げるサービスの種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 原則的な介護予防ケアマネジメント 志摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成26年志摩市条例第34号)に規定する指定介護予防支援の提供に相当するもの

(2) 簡略化した介護予防ケアマネジメント サービス担当者会議及びモニタリングを適宜省略するもの

(3) 初回のみ介護予防ケアマネジメント 初回のみアセスメントを行い、サービスの利用につなげるもの

(第1号事業支給費の支給)

**第10条** 市は、法第115条の45の3第1項の規定に基づき、事業対象者が指定事業者から介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けたときは、当該事業対象者に対し、当該介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用について、第1号事業支給費を支給する。

2 市は、事業対象者が指定事業者の当該指定に係る介護予防・生活支援サービス事業を行う事業所により行われる当該介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、当該事業対象者が当該指定事業者を支払うべき当該介護予防・生活支援サービス事業に要した費用について、第1号事業支給費として当該事業対象者に対し支給すべき額の限度において、当該事業対象者に代わり、

当該指定事業者を支払う。

- 3 前項の規定による支払があったときは、事業対象者に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。

(第1号事業支給費の額)

**第11条** 訪問型サービスの支給費の額は、次の各号に掲げるサービスの種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号。以下「指定介護予防サービス費用基準」という。）に規定する介護予防訪問介護費の給付単位数及び加算単位数により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

(2) 訪問型サービスA 市長が別に定める給付単位数及び加算単位数により算定した費用の額の100分の90に相当する額

- 2 通所型サービスの支給費の額は、次の各号に掲げるサービスの種別に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス 指定介護予防サービス費用基準に規定する介護予防通所介護費の給付単位数及び加算単位数により算定した費用（食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用として省令第84条に定める費用を除く。）の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額

(2) 通所型サービスA 市長が別に定める給付単位数及び加算単位数により算定した費用（食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用として省令第84条に定める費用を除く。）の額の100分の90に相当する額

- 3 介護予防ケアマネジメントの支給費の額は、原則的な介護予防ケアマネジメント及び簡略化した介護予防ケアマネジメントについては、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に規定する介護予防支援の給付費単位数及び加算単位数により算定した額とし、初回のみ介護予防ケアマネジメントについては費用を要しないものとする。

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る第1号事業支給費の額)

**第12条** 第1号被保険者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第1項の

規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である事業対象者（同条第3項各号に該当する場合を除く。）が受ける訪問型サービス又は通所型サービスについて前条第1項第1号又は第2項第1号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

（第1号事業支給費の審査及び支払）

**第13条** 市は、指定事業者から第1号事業支給費の請求があったときは、省令第159条の2で定めるところにより審査した上、支払うものとする。

2 市は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を三重県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託して行うものとする。

3 国保連合会は、市の同意を得て、省令第65条の2で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって同条で定める要件に該当するものに委託することができる。

4 前2項の規定に関わらず、介護予防ケアマネジメントに係る介護予防マネジメント支給費の支給は、市が直接、当該指定事業者を支払うものとする。

（給付管理）

**第14条** 総合事業における介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は、介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターが給付管理票を作成の上、行うものとする。

（支給限度額）

**第15条** 第10条第2項に規定する支給すべき額の限度（以下「支給限度額」という。）は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算出した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認めた場合には、事業対象者の支給限度額は、要支援2に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当額支給事業）

**第16条** 市長は、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額介

護予防サービス費相当額支給事業」という。)及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業(以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。)

(以下これらを「高額介護予防サービス費等相当額支給事業」という。)を行う。

- 2 高額介護予防サービス費等相当額支給事業の利用者負担段階、負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。
- 3 高額介護予防サービス費等相当額支給事業に係る費用の支給に関する申請、決定その他の手続は、志摩市介護保険条例施行規則(平成16年志摩市規則第121号。以下「規則」という。)第20条及び第20条の2の規定を準用する。
- 4 規則第20条の規定において高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給の対象となった者は総合事業における高額介護予防サービス費相当額支給事業の対象者とし、また規則第20条の2の規定において高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給の対象となった者は総合事業における高額医療合算介護予防サービス費相当額支給事業の対象者とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

**第17条** 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、利用者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、規則第11条の規定を準用する。
- 3 規則第11条に規定する居宅支援サービス費等の額の特例を受けている利用者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

**第18条** 市長は、保険料を滞納している要支援者等が、当該保険料の納期限から1年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別な事情があると認める場合を除き、法第115条の45の3第3項の規定は、適用しないことができる。

- 2 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する基準及び手続については規則第24条各号の規定を準用する。

(総合事業による給付の支払の一時差止等)

**第19条** 市長は、総合事業による給付を受ける第1号被保険者である要支援者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別な事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

2 総合事業による給付の支払の一時差止等に関する基準及び手続については規則第25条各号の規定を準用する。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する総合事業による給付の支払の一時差止)

**第20条** 総合事業による給付を受けることができる第2号被保険者である利用者について、医療保険各法の定めるところにより当該利用者が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき特別の事情があると認める場合を除き、法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

2 医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する総合事業による給付の支払の一時差止に関する基準及び手続については規則第26条各号の規定を準用する。

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の総合事業による給付の支払の特例)

**第21条** 市長は、省令第140条の62の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断をした場合において、当該基準に該当した第1号被保険者について保険料徴収権消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号事業支給費の給付を制限することができる。

2 保険料を徴収する権利が消滅した場合の総合事業による給付の支払の特例に関する基準及び手続については規則第27条各号の規定を準用する。

(介護予防手帳)

**第22条** 市は、事業対象者を含む一般介護予防事業の対象者、その家族、地域包括支援センター、指定事業者等の関係者が、介護予防事業に関する情報を共有することにより介護予防事業を効果的に実施する媒体として、介護予防手帳の活用を推進するものとする。

(その他)

**第23条** この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日において要支援者である者は、本人の希望により当該要支援認定有効期間満了日前に介護予防・生活支援サービス事業を受けようとする場合を除き、その者の要支援認定

に基づき、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を利用することができる。

- 3 第7条第1項第2号から第5号までに規定する訪問型サービス、同条第2項第2号から第4号までに規定する通所型サービス及び同条第3項に規定するその他の生活支援サービスの提供は、市長が別に定めるところにより設置する介護予防・日常生活支援サービス協議体においてサービスの提供体制を整備するとともに、第9条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項第2号から第4号までに規定する市長が別に定める提供基準並びに第11条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する市長が別に定める給付単位数及び加算単位数を決定し、サービス提供が可能な開始期間を定めて随時提供するものとする。

附 則（平成29年2月17日告示第27号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。